

21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日閣議決定） （循環型社会関連部分の抜粋）

1. 地球環境の現状と課題

（2）持続可能な社会に向けた取組

① 持続可能な社会とは

前述の地球環境の危機は、重層的に、また相互に悪循環しながら進んでいる。この危機に正面から対応し、その解決を図ることによって人間社会の発展と繁栄を確保しなければならない。このためには、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域まで保全されるとともに、それらを通じて世界各国の人々が幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会、すなわち、持続可能な社会を構築すべきである。

社会経済活動を地球規模で持続可能なものへと築き直すに当たっては、次のような点その内容として重要である。また、その際には、基礎的な科学研究の推進を図ることはもとより、環境への負荷が重大な影響を及ぼすことがないように、完全な科学的証拠が欠如していることをもって対策を延期する理由とはせず、科学的知見の充実に努めながら対策を講じるという、予防的な取組方法の考え方に基づく対策を必要に応じて実施すべきである。

- ・ 現在に加え将来においても環境への負荷が環境保全上の支障を生じさせることのないように、環境への負荷が環境の容量を超えないものであること
- ・ 新たに採取する天然資源と自然界へ排出されるものを最小化し、資源の循環的な利用が確保されること
- ・ 健全な生態系が維持、回復され、自然と人間との共生が確保されること

また、技術や社会のイノベーションを進め、環境負荷の縮小と環境制約の緩和を図ることにより、いわゆる「成長の限界」論を乗り越えプラスサムの実現を図り、長期的に人々の向上意欲や活力が維持されるように社会経済を継続的に発展させていくことも重要である。このためには、環境・エネルギー技術の開発・普及、ライフスタイルの変革、適切なインセンティブの設定も含む社会経済システムの見直しの三つの取組を通じて、人々の創意工夫や社会の活力を最大限に引き出していくことが必要である。

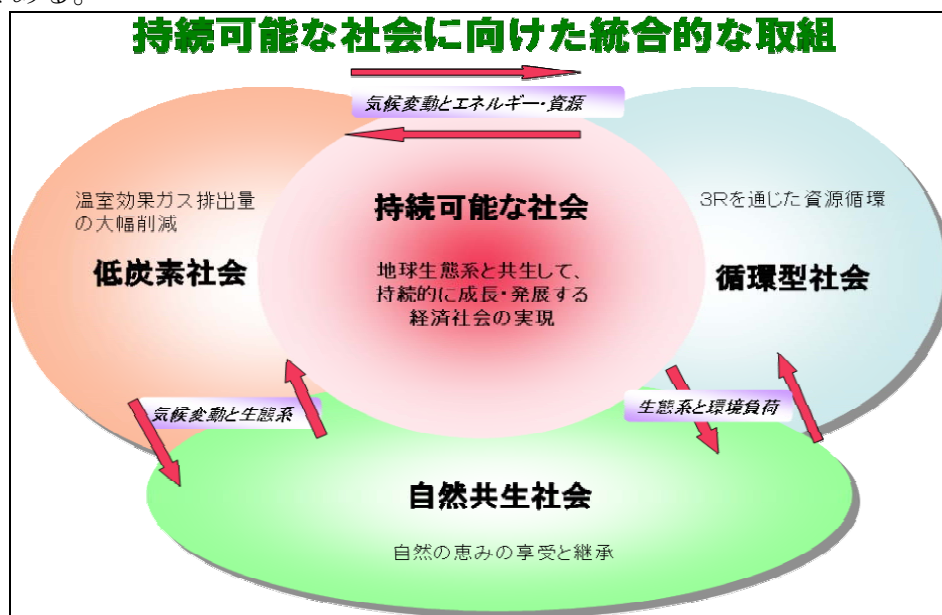
② 持続可能な社会に向けた統合的取組の展開

持続可能な社会は、前述の三つの危機それぞれの文脈において、「低炭素社会」、「循環型社会」又は「自然共生社会」として追求されている。すなわち、地球温暖化問題への対応と化石エネルギー資源制約からの脱却という点に着目すれば、化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる「低炭素社会（Low Carbon Society）」に向けた取組が必要である。

また、資源の採取や廃棄に伴う環境負荷に着目すれば、資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取組により、新たに採取する資源をできるだけ少なくした、環境への負荷をできる限り少なくする「循環型社会」を目指した取組が必要である。

さらに、人類の生存基盤である生態系を守るという観点からは、生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる「**自然共生社会**」の構築が必要である。

目指すべき持続可能な社会は、このような側面を有するものであり、現在、それぞれの実現に向けた取組がともすれば縦割りで行われる傾向にあるが、目指すべき社会が複数存在するわけではない。例えば、地球温暖化による生物多様性への影響や3Rを通じた地球温暖化対策への貢献など、それぞれの側面の相互関係を踏まえ、私たち人間も地球という大きな生態系の一部であり、地球によって生かされているという認識の下に、統合的な取組を展開していくことが不可欠である。自然との共生を図りながら、人間社会における炭素も含めた物質循環を自然、そして地球の大きな循環に沿う形で健全なものとし、持続的に成長・発展する社会の実現を図るべきである。



③ すべての関係者の参加と協働による持続可能な社会づくり

持続可能な社会の構築は、我が国のみならず世界共通の課題であり、国際社会の場で取り上げられるようになってから既に相当の年数が経過している。例えば、「環境と開発に関する世界委員会」(WCED) がその報告書「我ら共有の未来」において「持続可能な開発」の概念を定義し、世界に向かって提唱したのは1987年であり、その時点から数えれば今年で既に20年目の節目を迎えることになる。

今日では、持続可能な社会の実現の必要性に対する認識が国内外に幅広く浸透し、その実現に向けた様々な取組が、我が国を含む世界各国・各地域でより積極的に講じられるようになってきている。しかしながら、こうした取組にも関わらず、依然として地球規模で環境問題が進展しており、これまでの取組が十分な成果を上げていたとは言い難い。地球温暖化などの問題の深刻さにかんがみれば、危機意識を持って、これまでの取組をさらに推し進めることが必要となっている。

人類の活動が質量ともに拡大し、環境問題が一層複雑化・多様化している中、持続可能な社会の実現は決して容易ではないが、健全で恵み豊かな環境を将来世代へと継承していくためには、国内外の幅広い関係者の参加と協働の下、環境保全を願う気持ちを一つに束ねて、一人一人の取組の輪を広げ、力強く後押ししていくことが今求められているといえよう。

3. 今後 1、2 年で重点的に着手すべき八つの戦略

戦略 3 3R を通じた持続可能な資源循環

我が国の 3R の制度・技術・経験を国際的に展開しつつ、更なる高度化に取り組むとともに、地球温暖化対策への貢献、G8 での 3R イニシアティブの推進を図る。

① アジアでの循環型社会の構築に向けた取組

(日本の 3R の制度・技術・経験の国際展開)

我が国の 3R (Reduce、Reuse、Recycle) ・廃棄物管理の先進的な制度、優れた技術・システム、各主体の取組と連携の経験を、アジアを始めとする世界各国の国別 3R 推進計画の策定支援やエコタウンをモデルとした循環型の都市づくりへの協力などを通じて、各国に適した形で展開する。こうした取組により、日本をアジアにおける 3R の推進拠点とする。

(3R の国際的な情報拠点と共通ルールの構築)

国際機関等と連携して 3R の情報拠点をアジア工科大学(バンコク)に構築する。また、ライフサイクル全体を視野に入れた製品の環境配慮に係る国際基準・規格の策定や循環資源の品質に係る基準・規格のアジア域内での普及を推進する。

(東アジア全体での資源循環の実現)

持続可能な資源循環に関する日本の貢献を、東アジアでの循環型社会の構築に向けた基本的な考え方や目標を定めた「東アジア循環型社会ビジョン」の策定につなげ、東アジア全体で適正かつ円滑な資源循環の実現を目指す。

また、途上国では適正な処理が困難だが日本では可能である廃棄物等を、各国から日本がその対応能力の範囲内で受け入れ、高度な技術で金属を回収し、リサイクルする取組を進める。

② 3R の技術とシステムの高度化

(製品のライフサイクル全体での天然資源等投入量・環境負荷の最小化)

3R 関連法制度等の充実や技術開発の支援を通じて、製品のライフサイクル全体での天然資源等投入量の最小化や再生資源の高付加価値製品への利用を促進し、資源生産性の更なる向上と環境負荷の低減を図る。また、企業の先進的な取組を促す環境管理会計(マテリアルフローコスト)手法や LCA(ライフサイクルアセスメント)手法の導入普及を図る。

(地域循環圏を基盤に物質の種類に対応した循環の促進)

廃棄物の適正処理と不法投棄対策を前提に、複数市町村にまたがるバイオマス重視の「地域循環圏」を形成し、地域での循環が困難な物質について広域的な資源循

環、そして有害廃棄物等の不法輸出入防止を図った上で、国際的な資源循環を促進する。また、これらに関連する技術の開発・導入や、総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）の整備等を通じた静脈物流システムの検討などを推進する。

（「もったいない」の気持ちを活かす社会経済システムの構築）

「もったいない」の気持ちを活かす社会経済システムとして、容器包装廃棄物等の 3R 促進のための関係者の連携強化、消費者への適切でわかりやすい情報の提供、ごみ処理の有料化など経済的インセンティブを活用した廃棄物排出量の削減等を行う。

③ 3R を通じた地球温暖化対策への貢献

（廃棄物からのエネルギー回収の徹底）

3R を推進しながら廃棄物発電の導入等を促進し、温室効果ガスの削減に貢献する。また、廃棄物発電のネットワーク化による安定した電力の供給や、焼却施設から発生する中低温熱の業務施設等での利用を進める。さらに、LCA の観点を強化することで、より効率的・効果的な 3R を推進する。

（廃棄物系バイオマスの活用）

カーボンニュートラルな循環資源として廃棄物系バイオマスの有効活用、例えば、廃木材等からのエタノール生産やメタン回収を高効率に行うバイオガス化の推進、回収された廃食油等からのバイオディーゼル燃料の生成、汚泥等の固形燃料化などを推進する。

④ 日本提唱の 3R イニシアティブの G8 での推進

（G8 が先導する資源生産性の向上への貢献）

2008 年の G8 北海道洞爺湖サミットに向け、G8 各国が資源生産性の目標を設定し定期的にレビューするなど、G8 の枠組みにおける 3R の推進方策を提案する。また、天然資源の利用による環境への影響の科学的評価などを目的に国連環境計画（UNEP）が設立する「天然資源の持続可能な利用に関するパネル」や、3R 推進に関する共通のルールとなりうる OECD の物質フローと資源生産性に関する作業等を支援する。

（循環基本計画の見直しと 3R の国際的推進）

「循環型社会形成推進基本計画」の見直しを今年度中に行うとともに、同計画に示された取組を世界に発信し、我が国が G8 の先頭に立って 3R の推進に取り組む。また、3R イニシアティブのさらなる展開を図り、アジアや世界で 3R を推進するための国際協力を充実する。